

令和3年度

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

第45回近代化基金融資 公募のしおり

- ① 県ト協の公募は、原則先着順で受け付けます。
- ② 公募額を超える申込みは、全日本トラック協会に推薦します。
融資推薦適否決定通知日も変わりますのでご注意ください。
- ③ 利子補給率 0.3%

鹿児島県ト協 公募期間	第1期	第2期	第3期
	5.10～20	10.12～20	1.11～20
融資推薦適否 決定通知日	5月末～ 6月10日	10月末～ 11月10日	1月末～ 2月10日
公募総枠	7億円		



県ト協公募総枠超過分 全日本トラック協会へ推薦		
融資推薦適否 決定通知日	1回目 9月中旬	2回目 2月中旬

融資対象者

公益社団法人鹿児島県トラック協会の会員及びその持株会社
(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)

近代化基金融資は、運輸事業振興助成補助金をもって基金を創設し、利子補給による長期低利の融資を推進して、トラック運送事業の近代化、合理化をはかるものです。

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

一般融資に関する申込み

<p style="text-align: center;">対 象 事 業</p>	<p>1. トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金</p> <p>①近代化・合理化のための事務機器(コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等)の設置購入に要する資金を含む。</p> <p>②設備の「補修・改修」に要する資金を含む。</p> <p>2. 「貨物自動車運送事業法で定められた施設(単なる管理事務棟を除く)」の整備に要する資金</p> <p>3. 荷役機械・車両等(中古車にあつては排出基準適合車)の購入(代替を含む)及び車両の改造に要する資金</p> <p>4. 環境対応車及び省エネ関連機器導入に要する資金</p> <p>①環境対応車とは、全ト協の導入促進助成事業対象となるCNG車及びハイブリッド車とする。</p> <p>②省エネ関連機器とは、全ト協の導入促進助成事業対象となるEMS及びドライブレコーダー等とする。</p> <p><u>(注1) 推薦融資の対象は、令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)において投資される資金であつて、当該年度中に全てを完了すること。</u></p> <p><u>(注2) 公募開始前に支払いを行ったものであつても、令和2年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」又は「割賦手形」で必要資金を賄つた場合で本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては、推薦の対象となる。(したがつて、自己資金で支払済の場合は、推薦対象外となる。)</u></p>																
<p style="text-align: center;">条 件</p>	<table border="1"> <tr> <td>融 資 限 度</td> <td>対象事業 1～3 1). 個別企業体 2,000万円 2). 共同体 5,000万円 対象事業 4 1). 個別企業体 1,500万円 2). 共同体 1,500万円</td> </tr> <tr> <td>貸 出 利 率</td> <td>商工中金の所定利率による。</td> </tr> <tr> <td>貸 出 期 間</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>償 還 期 間</td> <td>10年以内(据置期間6ヵ月以内)とし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内とする。 ただし、対象事業4については、5年以内とする。</td> </tr> <tr> <td>償 還 方 法</td> <td>月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等分割償還とする。</td> </tr> <tr> <td>担 保 ・ 保 証 人</td> <td>商工中金の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>再 融 資 の 制 限</td> <td>既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>①社保・労保に加入していること ②会費の未納がないこと ③直近の「事業報告書」、「実績報告書」の提出があること</td> </tr> </table>	融 資 限 度	対象事業 1～3 1). 個別企業体 2,000万円 2). 共同体 5,000万円 対象事業 4 1). 個別企業体 1,500万円 2). 共同体 1,500万円	貸 出 利 率	商工中金の所定利率による。	貸 出 期 間	1年以上	償 還 期 間	10年以内(据置期間6ヵ月以内)とし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内とする。 ただし、対象事業4については、5年以内とする。	償 還 方 法	月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等分割償還とする。	担 保 ・ 保 証 人	商工中金の定めるところによる。	再 融 資 の 制 限	既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。	そ の 他	①社保・労保に加入していること ②会費の未納がないこと ③直近の「事業報告書」、「実績報告書」の提出があること
融 資 限 度	対象事業 1～3 1). 個別企業体 2,000万円 2). 共同体 5,000万円 対象事業 4 1). 個別企業体 1,500万円 2). 共同体 1,500万円																
貸 出 利 率	商工中金の所定利率による。																
貸 出 期 間	1年以上																
償 還 期 間	10年以内(据置期間6ヵ月以内)とし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内とする。 ただし、対象事業4については、5年以内とする。																
償 還 方 法	月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等分割償還とする。																
担 保 ・ 保 証 人	商工中金の定めるところによる。																
再 融 資 の 制 限	既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。																
そ の 他	①社保・労保に加入していること ②会費の未納がないこと ③直近の「事業報告書」、「実績報告書」の提出があること																
<p style="text-align: center;">利 子 補 給</p>	<p>(公社)鹿児島県トラック協会は、次の補給率により取扱金融機関に対し利息を支払うときに利子補給を行うものとする。ただし、利子補給は所定の償還期間内に限る。</p> <p>対象事業1～3 ■ 個別企業体・共同体</p> <p>対象事業4 ■ 個別企業体・共同体</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">0.3%</p>																

ポスト新長期等規制適合車導入に関する申込み

対 象 事 業	ポスト新長期等規制適合車の導入に要する資金 (ポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車) ◆令和3年4月1日～令和4年3月31日までに登録を完了すること。	
条 件	融 資 限 度	3,000万円
	償 還 期 間	5年以内(据置期間6ヵ月以内)
	再 融 資 の 制 限	会員は、当該年度に融資限度額を超える申込みはできない。 (ただし、一般融資を受けている場合でも申込みができる。)
	そ の 他	①社保・労保に加入していること ②会費の未納がないこと ③直近の「事業報告書」、「実績報告書」の提出があること
利 子 補 給	■個別企業体・共同体: 0.3%	

共通事項

取 扱 金 融 機 関	商工組合中央金庫本・支店	
申 込 先	公益社団法人 鹿児島県トラック協会	
申 込 方 法	別に定める「融資推薦申込書」に見積書等を添付のうえ、公募期間内に協会に到着するよう申込む。	
融資推薦適否決定通知日	■1期 令和3年 6月 10日まで ■3期 令和4年 2月 10日まで	■2期 令和3年 11月 10日まで
そ の 他	1. 応募総額が公募融資枠を上回る場合は、受付した申込を審査の上、全日本トラック協会に対し推薦します。 この場合、全日本トラック協会の近代化基金融資の応募総額がその公募額を上回る場合には、一部減額して決定されることがあります。 2. このしおりに定めのない事項は、(公社)鹿児島県トラック協会の「近代化基金運営要領」の定めるところによる。	

【参考】

金利(利子補給後)	令和3年度
※令和2年8月12日時点 (変動あり)	<u>0.70%</u>

申込み手続き等の手引き

申込書および添付書類

申込書類は、協会または地区研修センターに備えてあります。
※鹿児島県トラック協会ホームページ、会員ネットワークからもダウンロード出来ます。

図面・見積書など・・・

以下の書類を提出してください。

・建物等の場合：平面図、所在地図、見積書

・機械、車両の場合：見積書

商工中金あて借入申込み

・融資推薦適否決定通知書を受けた場合は、直ちに商工中金に借入申込みを行って下さい。

・商工中金に対し出資している協同組合等の団体またはその構成員である必要があります。

この資格を備えてない方は協会にご相談下さい。

・商工中金への提出書類等については、商工中金にお問合わせ下さい。

利子補給金額および支払い方法

利子補給金は、協会から商工中金に直接支払われます。

設備完成(購入)報告書

融資対象物件が完成(購入)した時は、「設備完成(購入)報告書」に必要書類を添付し協会へ報告する必要があります。

**協会への決算書の提出は
不要です。**

【問合せ先】

〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 経理課

TEL:099-261-1167 FAX:099-261-1169